

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務

法務省の矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 本事業について

第 1 期	平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
第 2 期	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
第 3 期	平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日（今回の審議対象）
第 4 期	平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

○現在行われている第 2 期事業は、第 1 期事業の事業評価（平成 25 年 5 月）における入札監理小委員会での指摘事項を踏まえ、以下のとおり事業を実施中。

- 平成 27 年度の途中でシステムの入替えを予定しており、現行システムの残存期間に係る運用管理業務と新システムの運用管理業務を一本の契約として入札してしまうと現行受託者が有利となってしまうので、二つの業務を分離して入札を実施。
- 第 2 期事業の実施要項案審議の際は、新システムの入替え時期が未確定であったため、同期の入札対象業務は平成 26 年度業務の 1 年間のみとし、平成 27 年度の現行システムの残存期間に係る運用管理業務については、新システムの入替え時期が確定した段階で事業期間（平成 27 年 4 月～12 月）を決定。

### 2. 実施要項案の主な修正点について

#### 【論点】

○新システムの運用管理業務を実施する第 4 期事業の入札において、第 3 期事業の受託者が有利となることのないなど、円滑な業務移行が可能な内容となっているか。

#### 【対応】

○第 4 期事業の受託者への円滑な業務移行のため、第 3 期と第 4 期の事業期間に重複期間（平成 27 年 10 月～12 月）を設け、新システム稼働後に第 4 期事業の受託者への業務移行及び業務引継を行うことを確認した。また、新システムの運用管理業務受託者に引き継ぐべき内容を明記した。（資料 9-2 P. 17～

18、56～58)

- 重複期間中も旧システムに係る残業務があるため定常業務の範囲内で引継ぎが行える見込みであるが、想定範囲を超える事案が発生した場合は協議の上方針を決定することとした。(資料9-2 P. 18、58)
- 業務アプリケーションやファイルサーバ等のデータ移行は別途の契約で対応することを確認した。(資料9-2 P. 4、51～52)

### 3. パブリックコメントへの対応について

平成26年10月2日から10月15日までのパブリックコメントの結果、2者より2件の意見が寄せられ、利用満足度アンケート調査について、単に5段階評価を聞くだけでなく、回答者が不満な点を記載することができる記入欄を設けることとした。

以上